

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳並びに同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額については不明と述べている上、A社の代表清算人は、申立人に係る貸金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、2万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳並びに同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額について記憶していない上、A社の代表清算人は、申立人に係る賃金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年12月29日について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月から同年5月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月29日
④ 平成17年12月29日
⑤ 平成18年3月11日から同年4月1日まで

私は、平成16年1月から18年3月31日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び⑤が被保険者期間となっていない。また、申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録も無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、A社が保有する申立人に係る「2005年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額から5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び⑤について、申立人は、平成16年1月から18年3月31日までの期間にA社に勤務していたとして、同社における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日の相違を申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の記録はオンライン記録と一致している。

また、A社が保有する平成18年3月の「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書」に記載された申立人の資格喪失日は、同年3月11日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、申立人のA社における勤務期間をうかがえる具体的な回答は無く、同社からも申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての回答は得られない。

申立期間②及び③について、A社は申立人の当該期間の賞与に係る資料を保有しておらず、申立人も賞与明細書等を所持していない上、B市役所及びB税務署に申立人の平成16年所得分に係る税務関係資料について照会を行ったが、いずれも当該資料は無い旨回答していることから、申立人の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料に記載されている内容、同僚に係る賃金台帳、同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、4万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳並びに同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額については不明と述べている上、A社の代表清算人は、申立人に係る貸金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳並びに同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額については不明と述べている上、A社の代表清算人は、申立人に係る貸金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳並びに同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額については不明と述べている上、A社の代表清算人は、申立人に係る貸金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9282

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月30日から同年9月1日まで
A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社から同社B事業所に異動した同僚の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚の厚生年金保険の被保険者記録から、昭和35年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで
私が勤務していたB社は、昭和63年11月又は同年12月に社名変更し、A社になった。当時の従業員全員が、勤務形態も変わらず、そのまま勤務していた。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出された給料明細書により、当該同僚は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり（平成22年6月11日付けで昭和63年11月1日に変更）、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業法人登記簿謄本により、同社は、昭和63年10月8日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、平成 20 年 7 月に同社がB社に営業譲渡した際、A社を同年 6 月末日で一旦退職という形をとって、同年 7 月 1 日から新会社であるC社に継続して勤務した。

申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び申立人が所持する源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は平成 20 年 6 月 29 日にA社を離職し、同年 7 月 1 日にC社において資格を取得しており、当該雇用保険の記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人が所持する「新会社への入社申込書（平成 20 年 6 月 29 日付け）」には、「私は、平成 20 年 6 月 30 日付けで、A社の事業を承継するC社に、A社と締結している労働契約が承継されることを承諾します。」と記載されている。

これらのことから、申立人のA社の離職日は平成 20 年 6 月 29 日であったと認められるところ、厚生年金保険法では、第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、

また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、同年 6 月 30 日であり、同年 6 月は、同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

一方、上述の「新会社への入社申込書」により、申立人は申立期間に C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同様に、平成 20 年 6 月 29 日に A 社を離職し同年 6 月 30 日から C 社に勤務した複数の同僚は、その所持する給与明細書から、同年 6 月に係る厚生年金保険料を同社から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る C 社による厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月2日から22年5月15日まで
私は、申立期間においてA事業所、B事業所及びC事業所に勤務していたので、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局が保管している人事記録から、申立人は、昭和20年5月20日から同年11月30日まではA事業所、同年12月1日から21年6月14日まではB事業所、同年6月15日から同年6月30日まではC事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、日本年金機構F事務センターは、「申立期間において、A事業所、B事業所及びC事業所は、船員保険の適用事業所であることが確認できない。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から、申立期間に係る船員保険料の控除についての回答を得ることができない。

このほか、申立人は、事業主から船員手帳を受領しなかったと述べている上、船員保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9286

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 2 日から同年 8 月 1 日まで
私は、平成 20 年 7 月 2 日に A 社へ入社したが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している労働者名簿により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主から提出のあった申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていない。

また、事業主は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

私は、勤務していたA社から平成 15 年 7 月に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、申立人が申立期間における賞与の振込先であったとするB銀行C支店に取引履歴の照会を行ったが、A社からの申立期間に係る賞与の振込記録は無く、申立人の申立期間に係る賞与の支給を確認することができない。

また、A社に申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会を行ったが、回答が得られなかった。

さらに、申立人の申立期間当時の住所であるD県E市から提出された「平成 16 年度所得・課税状況等調査回答書」における平成 15 年中の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録で確認できる同年各月の標準報酬月額及び同年 12 月の標準賞与額から推計した社会保険料控除額の合計額を下回っている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 21 日から 42 年 5 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給したことになっている。脱退手当金を受給する手続や退社時にその手当金を受け取った覚えも無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間のB社（現在は、C社）及びA社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見受けられ、ほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9289

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 28 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
夫は、A 駅近くの B 社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元従業員は、「申立人は個人で C 業務をしており、同社が D 業務を依頼したときに来ていた。会社の従業員として雇用され、勤務していたわけではない。」と述べている。

また、事業主は、申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間において整理番号に欠番も無い上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。